

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討の基本的な考え方(案)

(1) 施設の役割の再検証

検討に当たっては、まず、その施設が県民に対し“何を提供し(=手段)”、“どのような状態にしたいのか(=意図)”という施設設置の目的、また、それによって“どのような効果が見られるのか(=成果)”など、「施設の役割」について今一度検証した上で、次の観点から各施設のあり方を検討する。

(2) 検討に当たっての基本的な観点

県の政策における重要度

県と市町・民間との役割分担

- Point -

社会経済情勢の変化等を踏まえ、その施設が提供するサービスは、県が提供すべき性質、レベルのものであるか。 《必要性・妥当性の視点》

具体的な着眼点(例)

- ・施設の目的を既に達成してはいないか。
- ・施設の存在意義が希薄となっていないか。(現時点では存在意義が認められる場合であっても、将来的にはどうか。)
- ・市町や民間によるサービスの提供が可能ではないか。(市町等へ移管することによって、施設の効用をより高めることはできないか。)
- ・一部の地域や団体等に偏った利用となっていないか。 など

- Point -

将来にわたりその施設に投資を続けること(貴重な税金を投入すること)に対し、県民(納税者)の理解は得られるか。 《費用対効果の視点》

具体的な着眼点(例)

- ・他の施策(事務事業等)と比べた優先順位はどうか。
- ・今後も施設を維持することによって、「成果」の維持・向上は見込まれるか。
- ・その施設がなくなった場合(又は“県立施設”でなくなった場合) 県民生活にどのような影響が生じるのか。
- ・あえて施設を構えなくても、提供可能なサービスではないか。 など

- Point -

貴重な県の(県民の)資産として、さらに有効に活用することはできないか。

《有効性の視点》

具体的な着眼点(例)

- ・環境の変化によって、施設の規模が過大となっていないか。(仮に余剰部分がある場合、譲渡や貸し出し等、有効活用を検討する余地はないか。)
- ・他の施設や機能を集約(多機能化)することで、効率化やサービスの向上は見込めないか。 など